

# 保健安全管理について

茨城県教育庁学校教育部保健体育課

# 目 次

- 健康診断・健康相談等
- 感染症・食中毒について
- 学校環境衛生管理基準
- 熱中症対策
- アレルギー疾患による緊急時の対応
- 学校環境の安全管理
- 不審者侵入防止に関する安全管理
- 事件・事故に関する安全管理
- 事故等発生時の対応
- 自然災害や原子力災害に関する安全管理
- 登降園時の安全管理

# 健康診断・健康相談等

## ○定期健康診断（学校保健安全法第13条）

- ・ 毎学年定期に健康診断を行う

※毎学年、6月30日までに行うものとする  
（学校保健安全法施行規則第5条）

→ 適切な事後措置の実施

## ○臨時健康診断（学校保健安全法第13条2項）

- ・ 必要があるときに行う

→ 適切な事後措置の実施

## ○健康相談等（学校保健安全法第8条・9条）

- ・ 幼児の心身の健康に関する健康相談
- ・ 職員が相互に連携して幼児の心身の状態を把握

→ 幼児への保健指導、保護者への助言

## ○就学時健康診断（学校保健安全法第11条）

- ・ 市町村の教育委員会は、入学する前の年に健康診断を行う。



# 【定期健康診断について】



## ○児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について

- ・ 検査・診察時の服装：原則、体操服等の着衣、又はタオル等により身体を覆う。
- ・ 検査・診察の場面：体操服等をめくって視触診をしたり、体操服等の下から聴診器を入れたりする場合があることを児童生徒等や保護者に対して、事前に説明をする。

## ○学校歯科健康診断における歯列・咬合の検査について

### 1. 検査結果の通知

歯列・咬合の異常について通知する際には、検査結果の意味や関連する情報を含めるなど工夫する

### 2. 必要な児童生徒・保護者への健康相談の実施

児童生徒が専門医を受診する場合は、受診の前に学校歯科医が児童生徒・保護者に対して個別の健康相談等を実施し、想定される一般的な治療や費用等必要な情報の提供について配慮するよう努める

# 感染症・食中毒について

## ○健康観察による感染症・食中毒の早期発見

- ・ 日々の健康観察
- ・ 早期対応

## ○欠席幼児の調査

- ・ 原因及び地域の流行状況などを早期に把握  
⇒学校等欠席者・感染症情報システムを活用!!

## ○感染症や食中毒の病原体や感染経路、潜伏期間等に関する情報収集

## ○保健所への速やかな報告

- ・ 状況の報告とともに、指示を仰ぐ

## ○出席停止や臨時休業措置など、感染拡大防止策の実施

- ・ 学校内で感染症等が発生した場合、保護者等へ情報提供し、  
感染 拡大防止の協力を求める

# 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査

## ○定期検査

※省略規定有

| 検査項目          | 検査内容                         | 回数/年  |
|---------------|------------------------------|-------|
| 換気及び保温等       | (1) 換気<br>(2) 温度<br>(3) 相対湿度 | 2     |
|               | (4) 浮遊粉じん<br>(5) 気流          | 2(※)  |
|               | (6) 一酸化炭素<br>(7) 二酸化窒素       | 2(※)  |
|               | (8) ア. ～カ. 揮発性有機化合物          | 1 (※) |
|               | (9) ダニ又はダニアレルゲン              | 1     |
| 採光及び照明        | (10) 照度<br>(11) まぶしさ         | 2     |
| 騒音            | (12) 騒音レベル                   | 2 (※) |
| 水質 (飲料水等)     | (1) ～ (4) 水質 (飲料水等)          | 1 (※) |
| 施設・設備 (飲料水等)  | (5) 、 (6) 施設・設備 (飲料水等)       | 1 (※) |
| 学校の清潔         | (1) 大掃除                      | 3     |
|               | (2) 雨水の排水溝等                  | 1     |
|               | (3) 排水の施設・設備                 | 1     |
| ネズミ、衛生害虫等     | (4) ネズミ、衛生害虫等                | 1     |
| 教室等の備品の管理     | (5) 黒板面の色彩                   | 1     |
| 水質 (水泳プール)    | (1) ～ (8) 水質                 | 1     |
| 施設・設備 (水泳プール) | (9) ～ (11) 施設・設備の衛生状態        | 1     |



「学校環境衛生管理マニュアル」  
平成30年4月改訂 文部科学省

# 熱中症対策

## ○熱中症の原因や発生条件等の理解

- ・ 子供は背が低く、地面からの照り返しを受けやすい
- ・ 子供は汗腺が未発達で熱がこもりやすい

## ○熱中症の予防（水分補給、活動制限等）と対処法の理解と実践

- ・ 暑さ指数（WBGT）に応じた活動の判断
- ・ 健康観察
- ・ 熱がこもらない素材の服
- ・ こまめに水分、塩分を補給
- ・ 首筋や両わき、足の付け根などを冷やす
- ・ 冷房のきいた室内に移動し、こまめに休憩

**いつもと様子が違ったら  
すぐに医療機関へ！**



「熱中症環境保健マニュアル2022」  
（令和4年3月改訂 環境省）

# アレルギー疾患による緊急時の対応

## 緊急時の対応

発見者＝観察者

- ・ 子供から離れず観察
- ・ 助けを呼ぶ
- ・ 緊急性の判断
- ・ エピペン®、AEDを指示

アレルギー症状がある  
(食物の関与が疑われる)

原因食物を食べた  
(可能性を含む)

原因食物に触れた  
(可能性を含む)

呼びかけに反応がなく、呼吸がなければ、心肺蘇(そ)生を行う

### <緊急性が高いアレルギー症状>

#### 全身の症状

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくい
- 唇や爪が青白い

#### 呼吸器の症状

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるようなせき
- 息がしにくい
- 持続する強いせき込み
- ぜーぜーする呼吸  
(ぜん息発作と区別できない場合を含む)

#### 消化器の症状

- 我慢できない腹痛
- 繰り返し吐き続ける

一つでもあれば



緊急性が高い  
13の症状

緊急性が高いアレルギー症状があるか、5分以内に判断

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(令和元年度改訂 日本学校保健会)

# 学校環境の安全管理

安全点検（学校保健安全法第27条） 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（平成31年3月 文部科学省）

| 安全点検の種類         | 時期・方法等                                                                                                                      | 対象                                                                                      | 法的根拠等                                                                                    | 留意事項                                                |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| <b>定期</b> の安全点検 | 毎学期1回以上<br>計画的に、また教職員全員が<br>組織的に実施                                                                                          | 児童生徒等が使用する<br>施設・設備及び防火、<br>防災、防犯に関する設<br>備について                                         | 毎学期1回以上、幼児、<br>児童、生徒又は学生が通<br>常使用する施設及び設備<br>の異常の有無について系<br>統的に行わなければならない（規則第28条第1<br>項） | ・ 毎月点検日<br>を定める<br>・ 複数の目で<br>点検、ロー<br>テーション<br>を行う |
|                 | 毎学期1回<br>計画的に、また教職員全員が<br>組織的に実施                                                                                            | 児童生徒等が多く使用<br>すると思われる校地、<br>運動場、教室、特別教<br>室、廊下、昇降口、ベ<br>ランダ、階段、便所、<br>手洗い場、給食室、屋<br>上など | 明確な規定はないが、各<br>学校の実情に応じて、上<br>記（規則第28条第1項）<br>に準じて行われる例が多<br>い                           |                                                     |
| <b>臨時</b> の安全点検 | 必要があるとき<br>・ 運動会や体育祭、学芸会や<br>文化祭、展覧会などの学校行<br>事の前々後<br>・ 暴風雨、地震、近隣での火<br>災などの災害時<br>・ 近隣で危害のおそれのある<br>犯罪（侵入や放火など）の発<br>生時など | 必要に応じて点検項目<br>を設定                                                                       | 必要があるときは、臨時<br>に、安全点検を行う（規<br>則第28条第2項）                                                  | ・ 必要に応じ<br>て専門の関<br>係者も加え<br>て実施                    |
| <b>日常</b> の安全点検 | 毎授業日ごと                                                                                                                      | 児童生徒等が最も多く<br>活動を行うと思われる<br>箇所について                                                      | 設備等について日常的な<br>点検を行い、環境の安全<br>の確保を図らなければなら<br>ない（規則29条）                                  | ・ 児童生徒の<br>学習活動や<br>学校生活に<br>伴い、常<br>に行われる必<br>要がある |

# 不審者侵入防止に関する安全管理

- ★園内に不審者を侵入させない環境づくり
- ★全職員が、どこかの園の出来事ではなく、自分の園でも突然発生し得るという意識を常に持ち続けること
- ★訓練等により、職員の判断力・行動力を向上させること



- 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成・見直しによる校内体制の整備
- 来訪者の案内・表示・誘導、敷地や校舎への入口等の管理、来訪者への声かけや名札等による識別などの必要な対策の実施
- 門扉、街灯、園舎の窓等の破損状況や鍵の点検、警報装置や防犯監視システムの作動状況の点検、警察や警備会社等との連絡・通報体制の整備
- 実効性のある不審者対応訓練の実施とその検証・見直し

# 事件・事故に関する安全管理

| 重大事故が発生しやすい場面 | 想定されるリスク  | 対応方法                                                                                                                                       |
|---------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 睡眠中           | 窒息        | <ul style="list-style-type: none"><li>・うつぶせにしない</li><li>・一人にしない</li></ul>                                                                  |
| 食事中           | 誤嚥        | <ul style="list-style-type: none"><li>・食事の介助及び観察</li><li>・過去に事故が発生した食材の理解（白玉団子、ミニトマト等）</li></ul>                                           |
|               | 食物アレルギー   | <ul style="list-style-type: none"><li>・保護者からの情報収集</li><li>・学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の提出</li><li>・職員間の共通理解</li><li>・人的エラーを減らす方法等のマニュアル化</li></ul> |
| 室内遊び          | 玩具・小物等の誤嚥 | <ul style="list-style-type: none"><li>・口に入れると窒息の可能性のある大きさ、形状の玩具等を室内に置かないことや、手に触れない場所に置くこと等を徹底</li></ul>                                    |
| プール・水遊び       | 溺死        | <ul style="list-style-type: none"><li>・監視を行う者と指導を行う者を分けて配置し、役割分担の明確化</li></ul>                                                             |

○体制の整備と危機管理マニュアルの作成・見直し

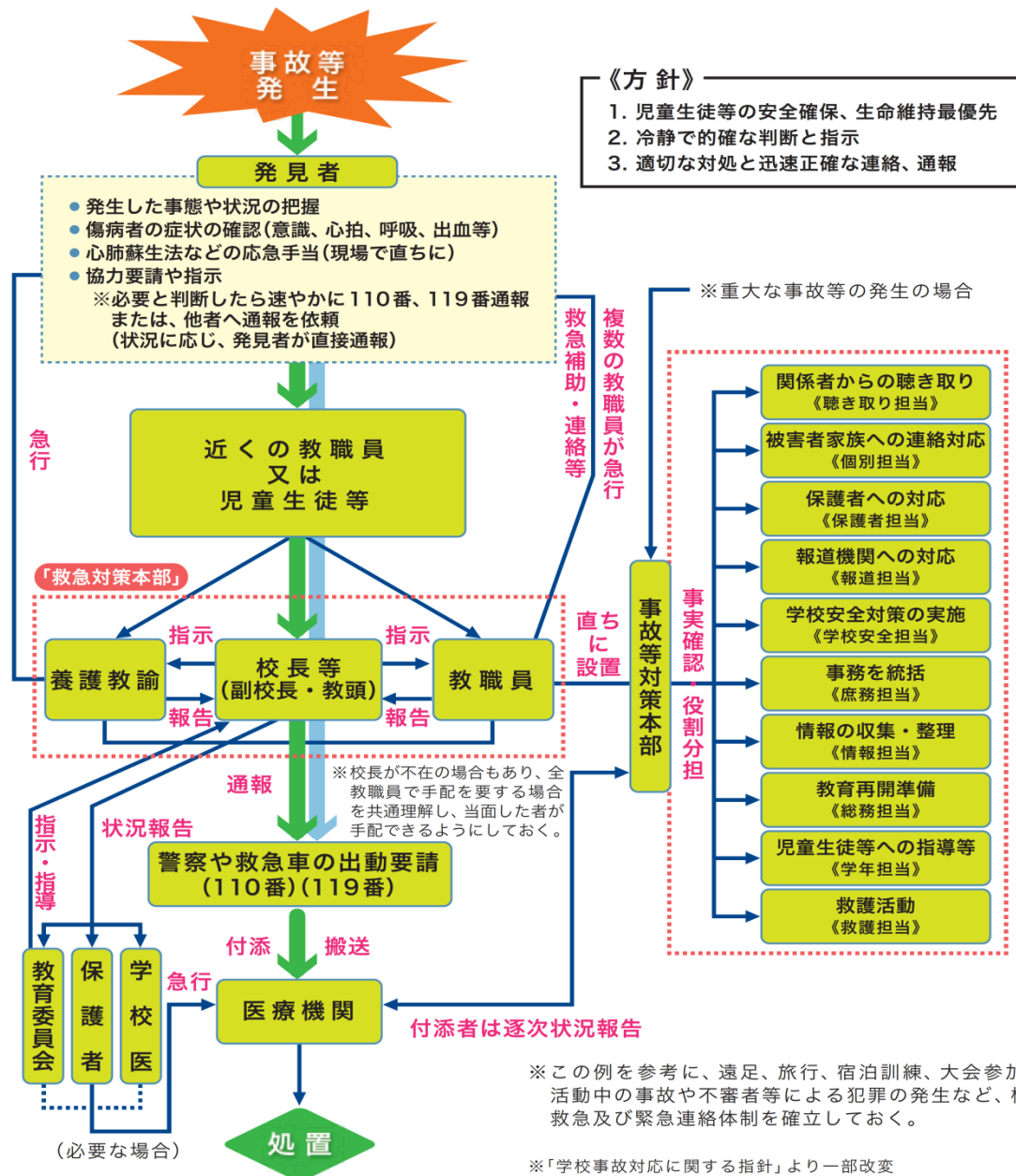
○緊急連絡体制の整備（救急車の手配、保護者への連絡、関係機関への連絡等）

○職員に対する応急手当や心肺蘇生法（A E D使用方法含む）の講習の実施

○A E Dの日常点検・動作確認（インジゲータランプの色や表示）

○**ヒヤリハット事例**の共有（いかに早く気付くか） → 再発防止策の検討

# 事故等発生時の対応



事故等の発生時には、応急手当や通報とともに、同時に多くの対応を行うことが求められることから、全職員が共通理解し、組織的な対応が行えるようにしておくことが重要である。

※この例を参考に、遠足、旅行、宿泊訓練、大会参加等の校外の教育活動中の事故や不審者等による犯罪の発生など、様々な事態の際の救急及び緊急連絡体制を確立しておく。

※「学校事故対応に関する指針」より一部改変

「学校の危機管理マニュアル作成の手引」  
(平成30年2月 文部科学省)

# 自然災害や原子力災害に関する安全管理

## ○災害別危機管理マニュアルの作成及び定期的な見直し

※「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（R3.6 文科省）を参照

（地震、津波、集中豪雨、台風、土砂災害、火災、原子力災害等）  
→ 立地条件等の実態に応じて

## ○各種避難訓練の実施

（園が立地する自治体の地域防災計画等を考慮する）

### 【例】

- ・大規模地震を想定したシェイクアウト訓練
- ・津波襲来を想定した避難訓練（津波ハザードに所在する園は必須）
- ・地震と火災を組み合わせた避難訓練
- ・原子力災害を想定した屋内退避訓練（U P Z 圏内の園は必須）

# 登降園時の安全管理

- 誘拐や傷害などの犯罪被害防止の視点での適切な安全管理
- 園内駐車場等における交通事故防止
  - 保護者への依頼事項として…
    - 自転車乗車時のヘルメット着用  
(保護者及び同乗の園児)

---

## 参考資料

教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン  
(平成28年3月 内閣府)

[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku\\_hoiku/pdf/guideline1.pdf](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline1.pdf)